船舶事故調査報告書

平成２８年３月１０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　庄　司　邦　昭（部会長）
委　　員　小須田　　敏
委　　員　根　本　美　奈

事故種類	転覆
発生日時	平成２７年９月１日　０３時５５分ごろ
発生場所	長崎県対馬市上島東方沖 　対馬長崎鼻灯台から真方位０３７°２７.５海里（Ｍ）付近 　（概位　北緯３４°４１.０′　東経１２９°４５.０′）
事故の概要	漁船恵比須丸は、西進中、転覆した。 　恵比須丸は、機関に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成２７年９月１日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 　原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等 　Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 　機関、出力、進水等	 漁船　恵比須丸、１２トン 　ＮＳ２－１７０３１（漁船登録番号）、個人所有 　１４.８５ｍ（Lr）×３.６５ｍ×１.４６ｍ、ＦＲＰ 　ディーゼル機関、５０２.３５kW、平成２年１０月１２日 　第２９０－４８７８４号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長　男性　６０歳 　一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 　　免 許 登 録 日　昭和５０年１１月２１日 　　免許証交付日　平成２５年８月２７日 　　　　　　　　（平成３１年４月２１日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関に濡損
気象・海象	気象：天気　雨、風向　南、風力　８～１０、視界　不良 海象：波向　南、波高　約３ｍ、水温　約２５.６℃ 　上対馬及び下対馬には、平成２７年８月３０日２１時５０分に竜巻を付加事項とした雷注意報が、９月１日００時４５分に強風注意報が、０６時４９分に波浪注意報がそれぞれ発表された。
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、上島東方沖の漁場においていか漁を行い約３０箱の漁獲物を得て操業を終え、平成２７年９月１日０３時３０分ごろ、パラシュート型シーアンカーを揚収して長崎県対馬市唐舟志漁港に向けて帰航することとし、約７ノットの対地速力で自動操舵により西進した。

	本船は、西進を開始したときは船尾方から１０m/s 程度の南東風を受けていたが、風向の変化と共に風雨が強まり、２０m/s 以上の南風及び南からの高さ約３ｍの波を左舷正横付近から受け、右舷側に傾斜して航行することとなった。 船長は、右舷のブルワーク上端が没水しそうになったので、船首を風浪に向けようと手動操舵として左舵２０°としたものの、左転しなかった。 船長は、転覆のおそれを感じて漁業無線で僚船に救助を求めた際、アンテナが海面に触れているのを認めた。 本船は、０３時５５分ごろ、右舷ブルワーク上端が没水し、横傾斜が復原しにくくなり、引き続く風浪を受け、右舷側へ転覆した。 船長は、ＧＰＳプロッターで位置を確認し、本船が右舷側に転覆する直前に救命胴衣を着用して左舷側の窓から脱出し、漂流しながら救助を待っていたところ、０５時５０分ごろ連絡が取れないことを心配して捜索に当たっていた僚船に救助された。 船長は、救助されて帰港後、救急車で病院に搬送され、診察を受けた後に自宅に帰った。 本船は、後日、僚船によって唐舟志漁港にえい航された。 （付図１　事故発生場所概略図　参照）
その他の事項	船長は、出港前、テレビ及び携帯電話で気象情報を入手していたものの、時化るとの情報を得ておらず、また、出港後は、携帯電話を使用して気象情報を入手していたが、本事故当時は竜巻を付加事項とした雷注意報及び強風注意報の発表を知らず、時化るとの情報を得ていなかった。 船長は、ふだん、対馬漁業無線局からの無線による気象情報をほとんど利用していなかった。 対馬漁業無線局、僚船等は、本船の救助要請を受信していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	 なし なし あり 本船は、上対馬及び下対馬地区に強風注意報及び竜巻を付加事項とした雷注意報が発表され、風力８～１０の南風が吹き、波高約３ｍの波が生じている状況下、上島東方沖において西進中、突風と波浪を左舷正横付近から受ける態勢となって右舷側に傾斜し、ブルワーク上端が没水して復原しにくい状況となったことから、引き続く風浪を受けて右舷側へ転覆したものと考えられる。 船長は、救命胴衣を着用していたこと、及び転覆から救助されるまでの時間が約１時間５５分であったことから、生存できたものと考え

	られる。
原因	本事故は、夜間、本船が、上対馬及び下対馬地区に強風注意報及び竜巻を付加事項とした雷注意報が発表され、風力８～１０の南風が吹き、波高約３ｍの波が生じている状況下、上島東方沖において西進中、突風と波浪を左舷正横付近から受ける態勢となって右舷側に傾斜し、ブルワーク上端が没水して復原しにくい状況となったため、引き続く風浪を受けて右舷側へ転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・救命胴衣の常時着用を徹底すること。 ・気象及び海象情報を入手すること。 （平成２８年３月３１日公表の漁船第一吉栄丸転覆事故の船舶事故調査報告書　参照）
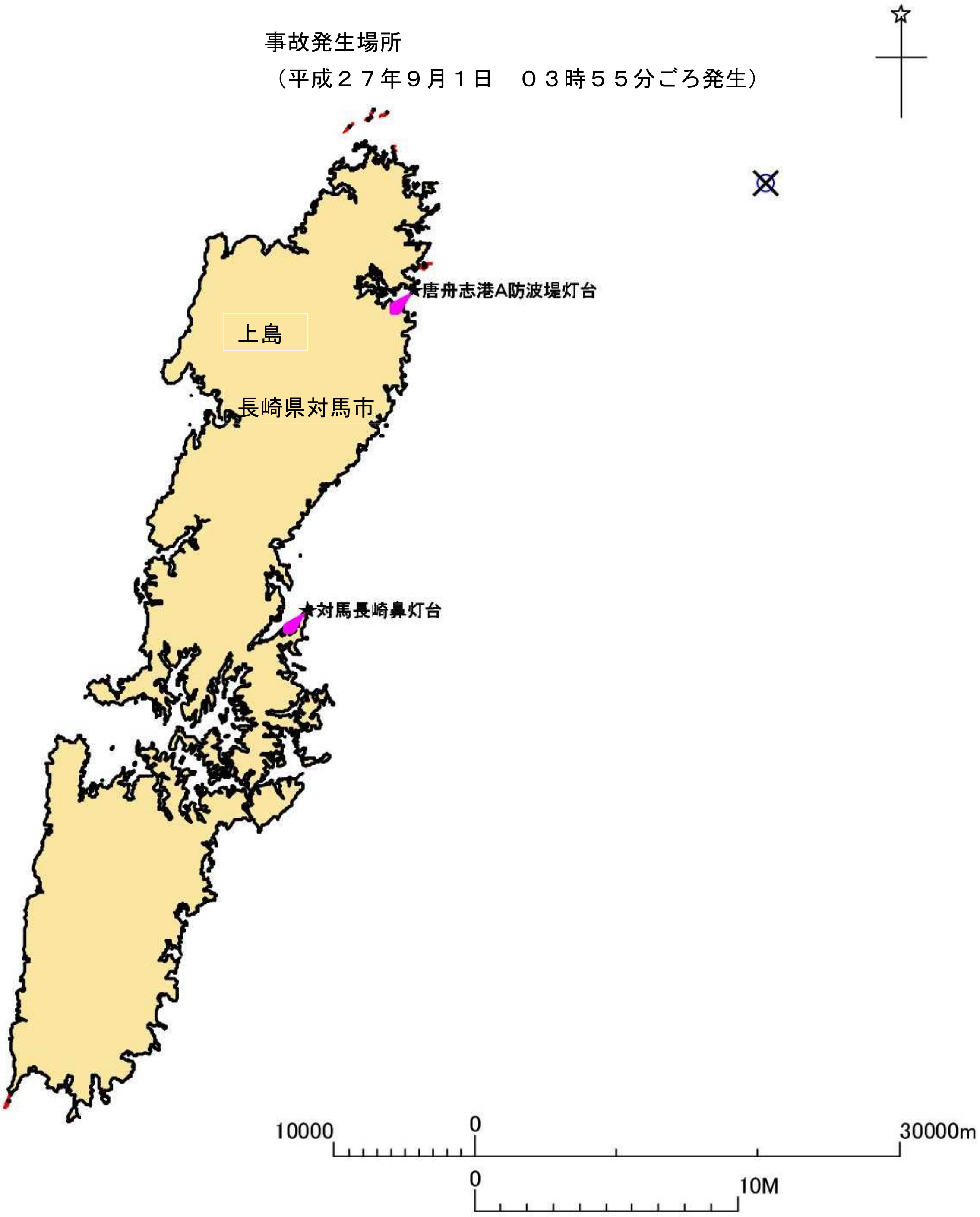
付図１　事故発生場所概略図